

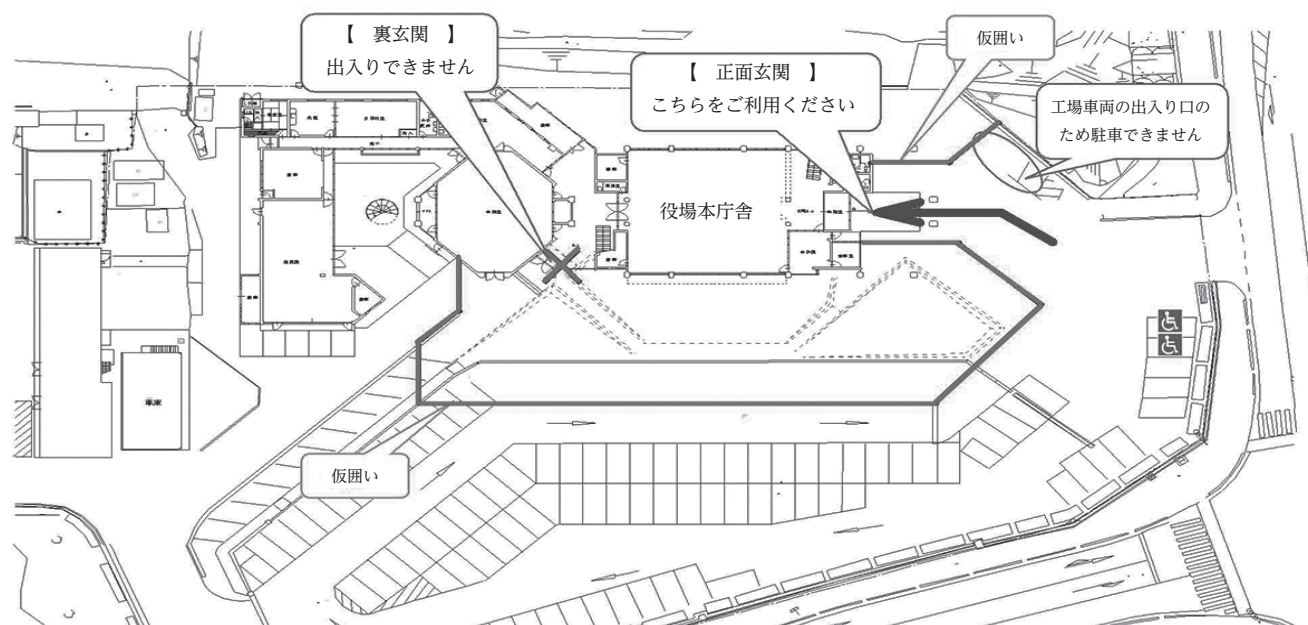
田布施町庁舎耐震改修等工事のお知らせ

問総務企画課 総務係 ☎ 52-5802

田布施町役場の庁舎耐震改修等工事の開始により、裏玄関からの出入りおよび駐車場の一部が利用できません。この耐震改修等工事は、仮庁舎を建設せず、通常の業務を行う中での施工となります。

この工事では、耐震改修と合わせ、エレベーターの新設やバリアフリー対策、外壁改修、防水・塗装工事などを行います。工事期間中、ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

◇工事に伴う規制箇所図



『野焼き』について

ご理解とご協力をお願い

■廃棄物(ごみ)の野焼きは

法律で禁止されています

◇廃ビニールやプラスチック類などの焼却

ダイオキシンを多量に発生させ、環境への悪影響や人体への健康被害が及ぶ恐れがあるため、禁止されています。

◇小型焼却炉・ドラム缶などを

使った廃棄物の焼却
法律で定められた基準を満たさない焼却設備、焼却方法での廃棄物の焼却は禁止されています。

◇違反した場合の罰金

5年以下の懲役もしくは、1千万円以下の罰金、またはその両方。法人は3億円以下の罰金が科されます。

■野焼き禁止の例外

・焚き火などの軽微なものは禁止されていません。

※住宅密集地では控えましょう。

・農林業または漁業を営むためのやむを得ない燃焼行為。

※生草木などは乾燥させる・少量に分けて燃やす・風向きや時間帯に配慮する・農業用の廃ビニールは燃やさない・一緒に家庭ごみを燃やさないなど注意しましょう。

■よく寄せられる苦情の内容

煙が入るので窓が開けられない・洗濯物ににおいが移る・煙を吸ってのどが痛い・煙が交通の妨げになっているなどが、苦情として寄せられています。

■問合せ先

・町民福祉課環境係

☎ 52・5810

・柳井環境保健所

☎ 22・3631

